

つくば国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正  
準

## I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.2+4.2) \div 2 = 4.2$

4.2

### i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	産学官連携による新規プロジェクトの創出数	100%	5
2	次世代がん治療(BNCT)の商用型治療装置の普及施設の数	70%	3
3	市場に本格投入する生活支援ロボットの種類	400%	5
4	藻類産生炭化水素オイルの1ha当りの年間生産量	71%	3
5	TIA-nanoにおける産学官連携による累積事業規模	112%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 3 + 4 \times 0 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 5 = 4.2$

4.2

※) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa: 5・20%、b: 4・10%、c: 3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

#### ■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

### ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.2

## II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(4.0+2.8+3.8) \div 3 = 3.5$

3.5

### i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

#### ■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

- ・薬事法第12条(製造販売業)、第13条、第24条(販売業)の許可に係る特例措置

(概要)

- ・医療機関で自家消費の目的で医薬品を調整する行為は業にあたらぬので薬事法の規制対象外となる。このため、医師またはその指示を受けた医療従事者が、他の医療機関の設備を利用してその薬剤を合成した場合も、その薬剤を自らの患者に使用することは、現行法でも実施可能との見解が示された。

(事項)

- ・搭乗型移動支援ロボットの規制緩和

(概要)

- ・「構造改革特別区域基本方針」における「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」の特例措置の内容を一部変更し、搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験を実施する際に配置することとされている保安要員について、搭乗型移動支援ロボットに搭乗したままで保安要員としての業務を行うことが認められた。

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

(事項)

- ・藻類大量培養実証用地に係る農地要件の特例措置

(概要)

- ・筑波大学がつくば市内の農地(耕作放棄地)を転用して藻類産生オイルの大規模生産技術の確立のための培養フィールドを整備することは、現行法で可能であることが確認できた。

等

専門家による評価の平均値

4.0

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

2.8

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

3.8

### Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

- ・研究開発型のプロジェクトで成果を短期間で上げるのは難しいと考えられる。そのような状況の中で着実に実績を積み重ねている。
- ・本地域には研究開発機関に集積があり、これらの相互連携が、大きな力を生むと期待されている。こうした相互連携を一つ一つ明示的に形成する取組が求められているのではないかと。特に、省庁間の壁を如何に取り除くのかをより積極的に目的化して、実績を示す必要がある。
- ・TIA-nanoにおける産官学連携事業規模の拡大も当初予定を上回る進捗があるなど着実な事業の推進が見て取れるが、一方で、藻類産炭化水素オイルについては最終年度まで極めて野心的な進展が必要であることが懸念される。
- ・税制支援、金融支援については今後の進捗で取り組む予定となっているが、事業化のステージにつながっていないことが懸念となる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

### 評価結果

I、II及びIIIを平均して算出  $(4.2+3.5+4.0)/3=3.9$

3.9

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。